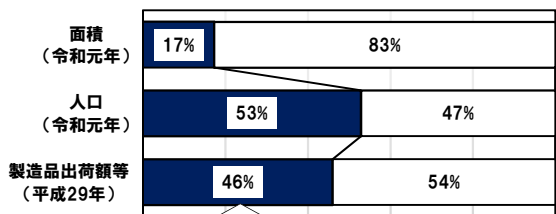


## 水資源開発基本計画

水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画で、我が国の産業と人口の約5割が集中する全国7つの水系において決定されている。〔根拠法令：水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第4条〕

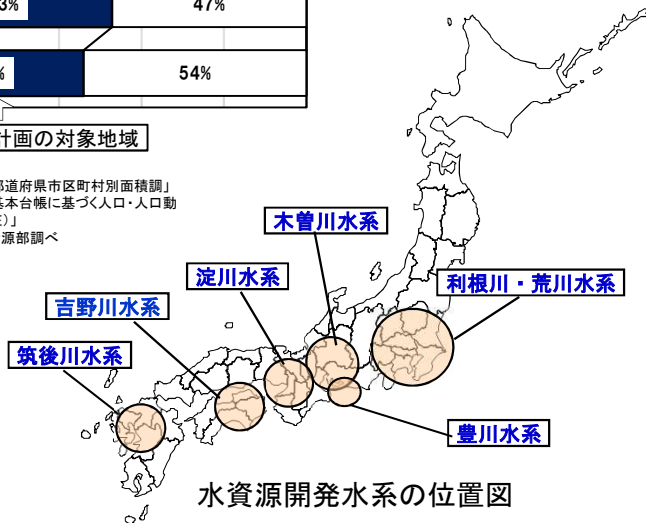
- 【記載内容】
- ①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
  - ②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
  - ③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

## 全国の面積・人口・製造品出荷額等に占める水資源開発基本計画の対象地域の割合



水資源開発基本計画の対象地域

(出典)  
 ・面積：国土地理院「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」  
 ・人口：総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成31年1月1日現在)」  
 ・製造品出荷額等：国土交通省水資源部調べ



## 各水系の水資源開発基本計画の概要【令和4年11月時点】

	利根川水系 及び荒川水系	豊川水系	木曾川水系	淀川水系	吉野川水系	筑後川水系
水系指定	昭和37年4月 (利根川水系) 昭和49年12月 (荒川水系)	平成2年2月	昭和40年6月	昭和37年4月	昭和41年11月	昭和39年10月
計画決定	<b>令和3年5月 (6次計画)</b>	平成18年2月 (2次計画) -平成27年12月 一部変更	平成16年6月 (4次計画) -平成30年3月 一部変更	<b>令和4年5月 (6次計画)</b>	<b>平成31年4月 (4次計画)</b>	平成17年4月 (4次計画) -令和3年8月 一部変更
目標年度	令和12年度を目標	平成27年度を目標	平成27年度を目標	令和12年度を目標	令和12年度を目標	平成27年度を目標
水資源開発基本計画 掲上事業						
完了した事業※ (改築事業を除く)	26事業	1事業	8事業	13事業	7事業	12事業 (ただし、概成の1 事業を含む)
実施中の事業	5事業	2事業	3事業	1事業	2事業	1事業
水の供給量もしくは 供給区域を変更する事業	● 利根川開発事業 ● 霞ヶ浦導水事業	● 設楽ダム建設事業 ● 豊川用水二期事業	● 木曾川水系連絡 導水路事業	● 川上ダム建設事業		
水の供給量及び 供給区域の変更 を伴わない事業 (包括掲上)	○ 利根導水路大規模 地震対策事業 ○ 成田用水施設改築 事業 ○ 藤原・奈良保再編ダム 再生事業		○ 愛知用水三好支 線水路緊急対策 事業 ○ 木曾川用水濃尾 第二施設改築		○ 早明浦ダム再生 事業 ○ 香川用水施設緊急 対策事業	○ 福岡導水施設地 震対策事業

※国及び独立行政法人水資源機構等が実施した事業で、新たな水資源開発を行った事業。

- ・近年、危機的な渇水、大規模災害、施設の老朽化など、水資源を巡る新たなリスクが顕在化している現状を踏まえ、国土審議会からの答申(平成29年5月)に基づき、吉野川水系を先行水系として、全部変更手続きに着手し、新たな計画を平成31年4月に閣議決定・国土交通大臣決定。
- ・続いて、利根川・荒川水系の新たな計画を令和3年5月に、淀川水系の新たな計画を令和4年5月に閣議決定・国土交通大臣決定。
- ・令和4年3月から筑後川水系の計画の見直しに着手。
- ・このほか、豊川水系、吉野川水系の一部変更を行う。